

〔コメント〕

植民地移住史研究の新たな方向

—山元貴継・三木理史報告によせて—

木村健二

1

近代以降の時代において、人々が自分の意志で、もっぱら職業を求めて地域間を移動する現象は、個々人の人生にとって大きな飛躍となる部分であるし、またそのことが移動先の人々や社会に多大な影響を及ぼしたり、出身地にも様々なリアクションを与えたりもする。しかも、そうした現象が今日もたえず世界の各地でくりひろげられており、この問題に対する関心はますます高まりつつあるといえる。

今回の歴史地理学会大会で取り上げられた、「移民・植民の歴史地理」というテーマは、そうした点からたいへん時宜を得た、かつ意義の大きなものであると考える。もっとも、当該問題の対象領域はたいへん広く、かつアプローチの仕方も多様である。議論を噛み合わせるためには、論点の絞り込みや方法を共通化する必要があるであろう。本学会でこの問題に接近する場合には、「居住空間とその移動」という論点がメインテーマになると考えられる。したがってそれを中心に据えつつ、それに付随した、あるいはそこから派生した問題が議論の対象になりえよう。

さて、私のコメントの対象となる報告は、二本とも、戦前期に日本の植民地に移住した日本人の土地所有ないし農業移民をめぐる問題について検討したものである。居住空間の移動の実態や入植をめぐる諸経緯について新たな事例が提示されており、植民政策との関

連でそれらがいかなる現われ方をするのかを考える際、たいへん興味深い報告といえる。

2

ところで、地理学の分野における人の移動の研究は、戦前期にすでに武見芳二氏によって、朝鮮・樺太・台湾・関東州・南洋における内地人の出身府県や先住人の比率などが示され（「我が植民地に於ける内地人入移民」『地理学評論』第5巻第2号、1929年2月）、また同氏はとくに樺太について、地域別・産業別入移民数及び入移民の要因などを示されている（「樺太入移民の経済地理学的考察」（上）（下）、『地理学評論』第4巻第9号、1928年9月、第4巻第10号、1928年10月）。さらに梶田一二氏の濟州島から日本への朝鮮人の移動をめぐる出身地域に関する分析は、今日では古典的研究としてしばしば引用されている（遺稿集『梶田一二地理学論文集』弘詢社、1976年）。また「植民地理学」の名のもとに、とくに移動先である南米や「満州」地域の気候風土が検証され、いかに円滑に移動を遂行させるかが検討されてきた（富田芳郎『植民地理』東京・叢文閣、1937年など）。

日本の植民地への、とくに農業の形態による人の移動や土地所有の問題に関しては、これまでとくに朝鮮に関して一定の研究が蓄積されている。たとえば浅田喬二氏は『日本帝国主義と旧植民地地主制』（御茶の水書房刊、1968年）のなかで、日本人地主をその資本の性格や系譜によって類型化し（国家資本、財

閥資本、華族資本等)、それぞれが地主化する契機について考察したうえで、「植民地型地主制」(日本地主制の植民地での再現・補強・危機からの回避・延命)という範疇を定立している。そこでは、1930年現在で30町歩以上地主が870戸あり、その所有面積は216,704町歩(ほかに東洋拓殖会社が約15万町歩所有、朝鮮人は340,970町歩)に達したという(なお同氏には、北海道についても『日本資本主義と地主制』御茶の水書房、1963年という著作がある)。李圭洙氏は『近代朝鮮における植民地地主制と農民運動』(信山社、1996年)において、日本人地主を既墾地型地主と未墾地型地主に区分したうえで、それぞれの土地集積の特徴とそれがもたらした小作制農場経営への影響について考察している。とくに、東洋拓殖会社の既墾地集積の過程において複雑な土地所有関係がいつそう増幅されたこと、未墾地型の場合にあっても、水利事業の推進過程で朝鮮人土地所有者の没落や小作農民の窮乏化が進んだことが実証されている。

これらはいずれも大地主に関する分析であり、群小の農業経営分析については、東拓移民に関する松永達氏の研究「東洋拓殖株式会社の移民事業」(河合和男ほか『国策会社・東拓の研究』不二出版、2000年所収)があるといどである。そこでは、移住民の経営状況が、譲渡地代金の償還・未償還別に考察されており、経営を拡大した例や、小作料に依拠したり不在地主化したりする例、さらには困窮化した例などが示されている。なお、1921年6月1日現在における東拓移民残存者は、3,896名(1911年の第1回から1920年の第11回まで。東洋拓殖株式会社『移住民名簿』1921年より)であり、これは、この間に承認・確定した移住者5,422名の71.9%にあたる。さらに1920年代には、東拓移民が尻すぼみとなっていくことから明かなように、この定着率はいつそう後退していき、1933年末の残

存農家率は65.9%となる(なお、先の移住民名簿をもとに東拓移民の日本本国における諸事情を分析した、拙稿「東拓移民の送出過程—山口県吉敷郡旧仁保村を事例として—」『経済史研究』第6号、2002年3月、を参照のこと)。

樺太に関しては、研究自体が少なく、前述の戦前期における武見の研究のほかには、マクロ統計資料を使った全体の概要分析が長谷川伸三氏「南樺太の経済」(溝口・梅村編『旧植民地経済統計 推計と分析』東洋経済新報社、1988年)によってなされているほか、平井廣一氏が財政問題から移民政策をとりあつかっているといどである(『日本植民地財政史研究』ミネルヴァ書房、1997年)。近年、竹野学氏が「植民地樺太農業の実体—1928~40年の集団移民期を中心として—」(『社会経済史学』66(5)、2001年1月)を発表され、自己資本に依拠した「小農的植民」の形態が樺太では支配的であり、そうした経営の維持に際して、樺太庁当局と補助を求める農家のあいだで論争が展開されたことが指摘されており、植民政策と移住民との関係をみるうえでたいへん興味深い。

3

本日の報告は、こうした研究状況のなかで、いずれも新しい論点を提示されたといえる。朝鮮に関する山元氏の報告は、日本人の土地所有分析にあたっては、これまでほとんど利用されず、その存在すらあまり知られるところがなかった「地籍資料」(土地台帳や地籍図)を駆使し、「ミクロなスケール」で日本人の土地所有の展開状況を、全羅南道木浦、忠清北道清州、慶尚北道慶州郡の事例で検討している(朝鮮人側地主の土地集積の動向を、土地台帳を利用して、全羅南道和順郡同福面の場合について20世紀初頭から解放直後の時期まで検討したものに、洪性讚『韓国近代農村社会の変動と地主層』知識産業社、1992年

がある)。

山元氏の課題設定は必ずしも明瞭ではないが、1)都市以外の地域での日本人の土地所有は、どのような条件の場合に可能であったか、2)土地調査事業や行政区域改編などの制度改革は日本人の土地所有を容易にしたか、という点にまとめられよう。いずれも従来の、実証抜きに語られた「野放しの土地集積」論に警鐘を發しようとするものである。1)については、特定都市のインナーシティや埋め立て・造成が行われた開港地、土地所有が流動化していた郊外地域において可能であり、「同族集落」がみられるような地域には容易に入り込めなかったとされ、2)については、制度的改編は確かに日本人の土地所有の進展に寄与したといえるが、やはり「同族集落」などではその影響は及んでいないとされる。

いずれも同姓集団などの強固な社会集団が存在する「同族集落」においては、土地所有が安定的に推移し、日本人の参入する余地はなかったという、まことに興味深い結論を導き出しているといえる。山元氏も述べているように、圧倒的多数を占める農耕地の場合においてどうであったかが知りたいところであり、ぜひ実証を積み重ねることを要望したい。なお、日本人が土地を購入する場合、その動機はなんであるのか、投機のためか、借地料取得のためか、居住地の郊外地への移動のためか、農業経営のためか、鉄道・道路などのインフラの整備のためかなども、朝鮮人の土地売却に際して大きな影響を与えるものと考えられる。あわせて考察の対象に加えていただきたいところである。

樺太に関する三木氏の報告は、同氏が示された表2の樺太移住者のライフヒストリーにおいて、13名の人物の出生年・出生地・家業・渡航前の経歴・渡航後の経歴を示したうえで、移住の契機、移住の経路、そして定着の状況を読みとろうとしている。そこでは、日露戦争前後の時期の北海道へ行くパターン

と類似していること、北海道を結節点としつつ樺太へ移住するケースが多いこと(この点は、1910年時点の樺太居住者は北海道出身者が最多であることも符合する)などが読みとれるという。こうした個人の履歴をもとに全体的傾向を導き出そうとする手法は、近年盛んになってきており、北海道移民に関しては拙稿「日露戦後海外農業移民の歴史的位罫」(安孫子麟編著『日本地主制と近代村落』創風社、1994年)があり、朝鮮の営業者については拙稿「在朝日本人植民者のサクセス・ストーリー」(『歴史評論』No.625、2002年5月)があり、大連や「満州」営業者については柳沢遊『日本人の植民地経験—大連日本人商工業者の歴史』(青木書店、1999年)、小峰和夫「明治期の男子職業移動の実体—『満州紳士録』にもとづくミクロ的考察」(『日本大学経済科学研究所紀要』第30号、2001年)などがある。これらの手法や分析結果と照らし合わせることにより、同時代における樺太移民の特徴がいつそう鮮やかに描けるものと考ええる。重要なことは、時期的状況を考慮すること、移動の契機における同郷人の存在、経歴中の学歴や前職、これらを新たに就いた業種ごとに吟味するということであろう。さらに三木氏も指摘している点であるが、樺太情報がいかなる形で発信され伝達されたかという点もきわめて重要である。

なお、樺太において土地調査事業が実施されたかどうかは不明であるが、先住民との関係が気になる場所であり、当初は棲み分けがなされていたとしても、その後の展開も含めた考察が待たれるところである。また三木氏は、樺太移民が北海道移民と類似していることもあいまって、人々は樺太へ「北海道と同様に植民地という意識をもつことなく移住した」と主張されている。しかし、北海道に関しては桑原真人氏(『近代北海道史研究序説』北海道大学図書刊行会、1982年)や田村貞雄氏(「内国植民地としての北海道」『岩波

講座『近代日本と植民地』1, 1992年)などによって、異域から「内国」化、そして1927年から「内地」並み地方制度が実施、とされているのであって、北海道・樺太はともに、内地間の移動とは異なり、やはり「移民制度」=渡航・入植補助制度の存在や、「植民地」への入植意識の存在、そしてたとえ1%以下の比率であっても先住民の存在を無視して議論を進めることはできないのではないだろうか(「樺太・北海道移住者を浮浪人視」したという表2の資料の記述に注目すべき)。

4

植民地への移住に関して筆者はかつて、移民と植民を区別してとらえることを提唱したことがある(「近代日本移植民史研究の諸論点」『歴史評論』No.513 1993年1月)。ここでは、日本の権力の及ぶ地域とそうでない地域とでは、渡航に際しても、定着に際しても、さらに現地住民との関係においても、状況が大きく異なってくることを指摘したかったからにはほかならない。

もちろん、ハワイ官約移民のとくに初期の場合は、ハワイ政府より渡航費や食費が支給されるという便宜が与えられており、1924年以降のブラジル移民の場合は、渡航費の支給や海外移住組合を通じた営農費の貸し付けなどがなされている。他方、植民地方面へ渡航する際に、手放しで便宜が与えられたわけではなく、朝鮮においてしばしば発動された渡航禁止や退去処分、さらに併合以降の朝鮮人並みの営業許可制(1912年の朝鮮会社令)などの「規制」下に置かれたりする状況もあったのである。また、植民地・勢力圏へ行く場

合と、非勢力圏へ行く場合とで、渡航の背景や経緯、そして同一地域から連続して渡航者が出るなどという状況に大きな相違があるとは言い難く、現地の人々との接触面におけるトラブルなど共通する部分も少なからず存在する。また、帰国・帰郷した場合のリアクションや、母村への送金・寄付金などの面で共通する部分も多い。それにもかかわらず、渡航・定着に際しての政策・制度、さらにはそうした渡航を促す情報の内容において、内地間や非勢力圏への移動とは大いに異なる側面のあったことに、もっと留意すべきであろう。これらの政策・制度や情報の存在が、移住者の行動、とりわけインフラ整備や補助金要求活動、さらには現地住民に対する差別的優越意識などにもつながっていくと考えられるからである。

重要なことは、植民地への移住者をとらえる場合、個別の移住者の諸事情と、大状況としての国家の政策・制度や植民者意識などを、複合的にとらえるということであり、これらがどのような関係を切り結びつつ進行していくのかを明らかにするということであろう。植民地移住史研究の深化を通じて、戦前期日本の植民地統治の実像はより豊富化されていくことになるであろう。植民地領有や統治に関連する国家の政策・制度は、現代世界では国際関係や多国籍企業の動向という形でひきつがれており、植民地移住史研究は、かかる現代世界の国際関係や多国籍企業の動向下で展開する、国際人口移動の諸現象を解明する一助にもなるものと考えられる。

(下関市立大学経済学部)